

令和3年8月18日

保護者の皆様へ

伊佐市こども課

伊佐市非常事態宣言（令和3年8月18日から8月31日） の発出に伴う児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の対応について

日頃から児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、本市において新型コロナウイルス感染症が急激に感染拡大していることから、令和3年8月17日に、8月18日から31日までを対象期間とする「伊佐市非常事態宣言」を発出しました。児童発達支援・放課後等デイサービス事業所については、本市の伊佐市非常事態宣言中においても感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いすることとしますが、伊佐市非常事態宣言の発出を受け、一層の新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には事業所の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

保護者の皆さまにおかれましては、引き続き、密閉・密集・密接の3密を回避するための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 在宅勤務の方や保護者に代わりご兄弟、祖父母等により家庭での支援が可能な方は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所のご利用をお控えください。
2. 毎朝、必ずお子様の検温をお願いいたします。発熱や呼吸器症状等がある場合、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は利用できません。
3. 利用前に発熱等が判明した場合は、ご利用をお断りいたします。また、利用中にお子様の体調に異変が見られた場合、緊急連絡先にご連絡いたしますので、早期のお迎えをお願いいたします。
4. 発熱や呼吸器症状が認められた場合、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が回復するまで児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は利用できません。
5. 感染者と濃厚接触をしたと判明した場合、速やかに児童発達支援・放課後等デイサービス事業所へ連絡してください。最後に濃厚接触をした日から2週間は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を利用できません。
6. 児童又は同居する家族等に、新型コロナウイルス感染が確認された場合も、速やかに児童発達支援・放課後等デイサービス事業所へ連絡してください。